

令和4年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金の上乗せとして県独自に授業料軽減補助を行っています。
申請を希望される場合は、**令和4年7月19日(火)厳守**までに、学校事務室へ申請書を提出してください。

※国の制度（就学支援金）の所得区分を準用して認定するため、所得に関する証明書類の提出は不要です。

◆ 対象者の条件

以下のすべての条件を満たす場合、軽減補助を受けることができます。

- (1) 令和4年10月1日時点で、保護者等全員が兵庫県在住であること。
※生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。
※保護者等の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は個別に学校事務室にご相談ください。
- (2) 保護者等全員の**令和4年度所得確認基準額(※裏面参照)**が**304,200円未満**であること（就学支援金の申請をしていない方は授業料軽減補助制度(一般)に申請することはできません）。

<ご注意>

- ・ 令和4年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ・ 令和4年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ・ 在学中、支給を受けられるのは3回のみです。
- ・ 在学中生徒本人が在学中に青年に達した場合でも、引き続きそれまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行います。
- ・ 経済的不況に起因する失業、倒産、病気による休職等による家計急変が生じたため、前年に比べて著しく所得が減少する見込みである場合、**授業料軽減(臨時特別)**が対象となる場合があります。詳細は別途お知らせしますので、そうしたご事情がある場合は学校事務室にご相談ください。

◆ 軽減される額〔在籍する学校の所在地により軽減額が異なります〕

保護者等全員の 前年収入目安（保護者等合算） （所得確認基準額※）	軽減金額（年額） 上段：兵庫県授業料軽減額 （下段：国就学支援金と合わせた授業料軽減額）
590万円未満程度 （154,500円未満）	12,000円 （408,000円）
730万円未満程度 （217,700円未満）	100,000円 （218,800円）
910万円未満程度 （304,200円未満）	50,000円 （168,800円）

*年収は目安です。具体的には所得確認基準額で判定するため、家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

◆ 決定の通知

軽減補助の支給決定のお知らせや交付(学費登録口座へ還付)については令和5年3月下旬頃の予定です。なお、虚偽の申請等が判明した場合は軽減措置が取り消されます。



令和4年度所得確認基準額とは？
以下の計算式により算出します。

※ご自身の課税標準額などは、
マイナポータルで
「わたしの情報」からも
確認できます。
(マイナンバーカードが必要です。)

[計算式]

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※ 生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者等(保護者が2名の場合はどちらか一方)の課税標準額から33万円を控除します(扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため)。

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

令和4年度 給与所得等に係る市町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (単位:円)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税標準	総所得③ 分厚短期課税 分厚長期課税 山林所得 株式等の課税 先物取引	市町民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	課税標準	税額控除額⑤	税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除額⑧ 所得割額⑨ 均等割額⑩ 控除不足額⑪ 既充当額⑫ 既納付額等⑬ 変更前税額⑭ 増減額⑮⑯⑰ 変更月

(摘要)

課税標準額
*記載金額の合計

調整控除の額は、税額控除額に含まれます。
【調整控除額】概ね1,500円～60,000円

*調整控除の額がわからない場合や、税額の見方については、お住いの市町の税務窓口にお問い合わせください。